

## 会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 水戸市緑化推進会議保存樹・記念樹小委員会
- 2 開催日時 令和元年7月31日(水) 16時00分から16時45分まで
- 3 開催場所 本庁舎3階会議室306
- 4 出席した者の氏名
  - (1) 委員 小田倉康家, 安昌美, 稲石将人, 飛田幸男, 沼田佳三
  - (2) 執行機関 上田航, 菅本智克, 小澤翔平
- 5 議題及び公開・非公開の別
  - (1) 委員長及び副委員長の選任について(公開)
  - (2) 保存樹指定候補樹木の調査結果について(非公開)
  - (3) その他(市からの報告事項)(公開)
- 6 非公開の理由  
水戸市情報公開条例第7条第2号に該当する内容についての審議であるため。
- 7 傍聴人の数(公開した場合に限る) 0人
- 8 会議資料の名称
  - ①水戸市緑化推進会議保存樹・記念樹小委員会次第
  - ②水戸市緑化の推進及び緑の保全に関する条例施行規則

## 9 発言の内容

### 執行機関

定刻となりましたので、ただいまより水戸市緑化推進会議保存樹・記念樹小委員会を開催いたします。本日は皆様、熱い中長時間にわたりまして現地視察のほう、ありがとうございます。

本日の司会進行を担当いたします、私、公園緑地課緑化係長の菅本と申します。よろしく願いいたします。

お手元の資料を御確認ください。

(資料確認)

なお、本日の小委員会の進行につきましては、小委員会次第に沿って進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、小委員会の開催に当たりまして、公園緑地課長の上田より御挨拶申し上げます。

(公園緑地課長より挨拶)

### 執行機関

本日の小委員会の出席者は5名で、委員5名全員が出席しておりますので、水戸市緑化推進会議条例第6条第2項により、本小委員会が成立することを御報告申し上げます。

なお、前回の緑化推進会議におきまして、小委員会委員として\_\_\_\_様を選任しておりましたが、このたび植木まつり実行委員会委員長の役職を御退任されるという意を示されておりますので、後任である一般社団法人日本造園組合連合会茨城県支部水戸分会の\_\_\_\_様に、令和元年7月30日付けで委嘱をいたしました。

つきましては、\_\_\_\_様より一言、お言葉をいただきたいと思っております。\_\_\_\_様、よろしく願いいたします。

(\_\_\_\_様より御挨拶)

### 執行機関

\_\_\_\_様、ありがとうございました。

続きまして、議題に入らせていただきます。本来であれば、ここで、水戸市緑化推進会議条例第6条第1項に基づき、小委員会委員長に議長を務めていただくのですが、今回は保存樹・記念樹小委員会委員を新たに指名させていただいているため、委員長及び副委員長が不在となっております。新委員長が選出されま

すまで暫時、事務局で進行をさせていただきますので、御了承いただきたいと思います。

まず、「議案第1号」委員長及び副委員長の選任を行いたいと思います。選任に当たりましては、条例第7条第4項の規定により、委員の互選により選出することとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

(「事務局で案があれば」との声あり)

### 執行機関

ただいま事務局案ということでお話がありましたが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

### 執行機関

ありがとうございます。それでは事務局から案を述べさせていただきます。

委員長を\_\_\_\_様，副委員長を\_\_\_\_様をお願いいたしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

### 執行機関

ありがとうございます。それでは\_\_\_\_様，\_\_\_\_様よろしくをお願いいたします。

委員長席，副委員長席にお移りいただきたいと思います。

本日の保存樹・記念樹小委員会は「水戸市附属機関の会議の公開に関する規定」に基づき公開とさせていただきますので御承知おきください。

また、同規程第7条により会議録を作成することとなっております。附属機関が指定する2名以上の署名を得ることとなっております。\_\_\_\_委員長には、後ほど、署名人2名を選出していただきたいと思います。

それでは、これからの議事進行につきましては、条例第6条第1項に基づき、委員長が行うこととなりますので、\_\_\_\_委員長に、議長として議事の進行をお願いいたします。

### 議長

それでは、会議次第に基づきまして、議事を進めさせていただきますと思います。まず始めに、附属機関の公開の制度によりまして、議事録を公表ということとなりますので、議事録に署名を行う署名人2人を指名させていただきます。

思います。\_\_\_\_委員と\_\_\_\_委員にお願いしたいと思います。皆さんよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

### 議長

よろしく申し上げます。

それでは、お手元の会議次第に基づき、議事を進めさせていただきます。

まず、議案第2号「保存樹指定候補樹木の調査結果について」、審議をしたいと思います。

まず、1本目、\_\_\_\_様のハナミズキについて、皆様の御意見をお伺いしたいと思います。その前に、保存樹の規定についてどこかに載っていましたか。

### 執行機関

現地に行くときにお渡しした資料の後ろのほうに「水戸市緑化の推進及び緑の保全に関する条例施行規則」を添付しております。

### 議長

第2条に載っていますね。1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.2メートル以上であること。高さが10メートル以上であること。株立ちした樹木で、高さが3メートル以上であること。これらを参考にして、皆様の御意見をお伺いします。どうぞ御発言ください。

### \_\_\_\_委員

計測した幹周はどれくらいだったのですか。

### 執行機関

4つに分かれている状態でして、それぞれが25センチメートル、42センチメートル、50センチメートル、50センチメートル、合わせて167センチメートルになります。

### \_\_\_\_委員

株立ちだから、幹周には0.7をかけて、太さを出すときは計算しますよね。

### 執行機関

計算すると、1.169メートルです。

**議長**

そうすると、基準はクリアしていますか。

\_\_\_\_**委員**

クリアしてないです。

\_\_\_\_**委員**

4本株立ちとはいっても一本はまだ枝の感じがします。あれは3本株立ちでいいんじゃないでしょうか。

\_\_\_\_**委員**

ただこれは、過去2回審査と書いてあるのだけれども、過去においては審査対象になったのですよね。

**執行機関**

すみません、過去2回の審査においては、審査対象になったというか、現地へ確認に行った時点で電線に引っ掛かっていたり、諸条件があまりにもよくなかったりして、そもそも審査の土俵に乗ってこないということでした。管理はしているんでしょうけれども、そういった条件から、そもそも保存樹としてはふさわしくないと言ってきているので、今までは、そもそも株立ちがどうこうという話まで進んでいなかったんです。

**議長**

ということは審査の対象外ということですよ。

**執行機関**

今回は、電線周りも整えて、それなりの形にしたので、ぜひもう一度見てほしいということで見に行ったということです。

\_\_\_\_**委員**

電線周りは、今日見た限りではまた触ってしまうと思います。

**議長**

電線に触ると、なぜだめなのでしょう。何かを侵害しているということですか。

## 執行機関

電線に触らないように切ると、そこだけをえぐるように切ることになります。そうなると、樹形が悪くなる。あと、今回の木は塀を飛び越えて道路にも越境していました。だから、そもそもそういった、越境をするような木はどのようなのだろう、ということはありません。

## \_\_\_委員

まず、植わっている環境が悪いと。それと、この1.2メートルという幹周にたっていないと。高さも10メートルはない。

## \_\_\_委員

ハナミズキは株立ちする樹木ですから、(保存樹の指定要件である)株立ちした樹木で高さが3メートル以上、でも読めないと思います。やっぱり、保存樹として指定するのは無理があるのではないかなと思います。今後も、隣の屋敷のほうに枝を伸ばしていかないと、あの樹は大きくなならないんじゃないかと思いません。

## 議長

これ、高さは測ったら6メートルでしたよね。

## \_\_\_委員

そうです。だから、これが株立ちをする樹木なのかそうなのかで決めなければいけない。

## 執行機関

事務局があまり話すのもよくないとは思いますが、大きさの話だと「今後大きくなれば認められる」という話にもなってしまうと思うのです。そうではなくて、そもそも植栽環境が悪いのだと。電線や越境に注意して切る、ということになっても、また成長してすぐ切るようになって、全体のバランスが悪くなっていくということになると思います。

## 議長

環境の話でいうとすれば、今回の樹が保存樹として認められつつ、成長することができるという環境にはない、ということですね。

## 執行機関

そうです。認められない、ということを申請者のかたにお話する際には、株立ちや幹周がどうという指定条件より、そもそもが樹形を維持するための植栽環境が悪いということを伝えないといけないと思います。

## 議長

申請者のかたは、当家としてずっと大切にされてきた、非常に意味の大きい樹である、ということはおっしゃっていたのですが、水戸市としてこの樹を保存樹に指定することはできない、ということでもよろしいですね。通学路にも面しているので、通りがかる市民のかたに親しみを持っていただけるということはあるのだと思いますけれども。

それでは、\_\_\_\_様宅のハナミズキについては、植栽環境が悪いということで、保存樹としては不適ということでもよろしいでしょうか。

(異議なし、との声あり)

## 議長

ありがとうございます。

次に、十二所神社、牛伏町の\_\_\_\_様所有のシイの樹についてですが、こちらはどうか。

まず樹高が20メートルくらい、周囲が4.7メートルで、樹齢は\_\_\_\_様から聞いたお話ではおよそ150年ということです。

樹の南側が少し枯れているのですが、(樹から)新しい樹が3本出ています。また、樹の脇に他の樹(スギ)が立っており、この樹が風などからシイの樹を守っているようです。

## \_\_\_\_委員

シイの樹としては、(幹周が)4メートルというのは真ん中より上くらいです。文京2丁目には幹周6メートル、高さが30メートル越えの保存樹があります。ただ、根本的な話として、今回の保存樹は民家にポツンと1本植わっているというのではなく、神社の御神木として古くから親しまれてきた経緯があります。今日見てきた限りでは、シイ本来の樹形を保っているとは言えず、幹は枯損していて枝が生き残っているような状態で、樹の様態としてはよいとは言えないけれども、地元における歴史や文化に密接に関わっているといった観点から言えば、その保存にはかなり意味があるのではないかと思います。

ただ、横の杉を切ってしまうと今後の保存に影響が出てしまうとは思っています。

## 議長

あの杉の木は、切る予定はないとのことでしたよね。

## \_\_\_委員

ただ、将来樹の主幹の部分の枯れが進行してぼろぼろになってしまうと、崩れてしまう可能性はありますよね。そういう時は、特注の支柱を使って支えるなどして対応することがありますけど。

一つ感心したのは、キノコが出ている様子がない。枯れている部分はあるけれども、元気な部分も多いので、枯れていない部分にキノコが出ていると不利益になるのですが、それがなかった。

## 議長

今、キノコ、いわゆる木材腐朽菌の話が出ましたが、それがついていないと。それに加え、先ほど言っていた地域の歴史や文化に深く関わりのある樹として保存樹に指定する方向でよいですか。

## \_\_\_委員

そうですね。枯れている部分もあるので、今後も地元で大切に管理していただければ、生きながらえていくことができると思います。

少し朽ちている部分もありますが、逆に言えばそれは 150 年以上生きてきた歴史の表れであって、ただちに樹としての寿命に関わってくるものでなければ、むしろ評価されるものであると思います。

## 議長

では、こちらのシイについては、保存樹として指定するという事によろしいですか。

(異議なし、との声あり)

## 議長

ありがとうございます。

それでは次に、\_\_\_様宅のクスノキについてですけれども、樹高が 30 メートル、幹周が 3 メートル、樹齢は推定 150 年ということですが、これについてはどうでしょうか。



### \_\_\_委員

この樹のすぐ奥に、タブの樹がありまして、\_\_\_様にお聞きしたところ 200 年以上前からあるとのこと。今回のクスノキは、おそらくそれよりも樹齢は長いと思います。250 年といったところではないでしょうか。

### \_\_\_委員

ちなみに、今保存樹に指定されているものでは、元吉田町に樹高 26 メートル、幹周 4.35 メートル、樹齢 180 年というものがあります。

### 議長

奥にあったタブの樹、あれもとても立派なもので、保存樹として認めてもよいような気がします。今回はあくまで申請されていないから審査外、ということでもよろしいですか。その奥にも立派な樹が多く見受けられましたので、それらの樹を一体として指定することなどはできるのですか。

### 執行機関

保存樹としての指定のほかに、保存樹林地という指定のやり方もあります。ですので、できなくはないのですが、あくまで\_\_\_様は自分のお持ちの樹の中で、保存樹として指定するに値すると判断したものとしてこのシイの樹だけを申請してきているようです。

### \_\_\_委員

そうであれば、今回はこのクスノキについてだけ審査する形で構わないと思います。他の樹に関しても、もし指定を受けなくなった際にはまた申請していただくことは可能です。

### 執行機関

点（保存樹）ではなく面（保存樹林地）で指定することも可能ですよ、ということはお伝えしてもよいのかもしれませんが。ただ、保存樹林地の指定要件として、その面積が 500 m<sup>2</sup>以上であること、という条件がございますので\_\_\_様の樹林地が 500 m<sup>2</sup>以上ないと指定は難しいです。

### 議長

たしかに、今日視察した限りでは、500 m<sup>2</sup>以上はなさそうですね。

### \_\_\_委員

同じ塩崎町で、タブ、シイが同じ番地の中に何本も指定されているのがありますね。ここもきっと樹林地としての要件には満たないものの、一本一本は立派な樹があるので、それぞれ個別に指定しているのでしょう。

#### 議長

それでは、今回は樹林地としての指定ではありませんが、申請されたクスノキは保存樹として申し分ないと、そういうことでよろしいですか。屋敷に隣接していて、都度せん定を行っているということも聞きましたが、それは保存樹として問題ないのでしょうか。

#### 執行機関

樹形を著しく変えるようなものでなければ問題ありません。むしろ、樹の維持管理は所有者のかたに適切に行っていただきたいところですので。

#### 議長

ちなみに、一つ聞いておきたいのですが、保存樹に指定されるというときは、広報誌に載せるとか、何か市民に通知はあるのでしょうか。

#### 執行機関

広報誌などには載せず、市役所・出張所の掲示板に告示という形で貼り出すこととなります。難しいところではあるのですが、例えば、歩道や道路から見えるような保存樹については、ある程度住所等を広報してもいいのかもしれませんが、今回の\_\_\_様のお宅のように、個人のお庭に入っていないと見られないような樹は、積極的に所在地等をPRしてしまうのはいかがなものかと考えております。希望があれば、その限りではないと思うのですが。

#### 議長

分かりました。

そうしましたら、今回のクスノキは、保存樹に指定するというでよろしいですか。

(異議なし、との声)

#### 議長

ありがとうございます。

\_\_\_委員

水戸市としては、2本の指定ということで大丈夫ですか。

執行機関

大丈夫です。実は今、保存樹は指定するよりも解除されるもののほうが多く、年々減ってきている状況にあります。

\_\_\_委員

どうして解除されるものが多いのですか。

執行機関

やはり、維持管理が難しいという理由が多いです。

\_\_\_委員

私の仕事でも、お客様の中には、樹が大きくなったので切りたいという話があったときに、しかし保存樹なのであまり深くは切れない、ということがネックになっているかたもいらっしゃいました。

執行機関

あとは、保存樹がある場所に家を建てたい、といった土地利用の話から解除されるかたもいらっしゃいます。

\_\_\_委員

今、保存樹として指定されているのはこのリストにある180本で全部ですね。

執行機関

そうです。平成28年時点では確か216本ほどあったと思うのですが、そう考えると、毎年10本近く解除になっているペースです。

議長

では、今回の指定については、2本の保存樹の指定が望ましいということで、次回の水戸市緑化推進会議へ報告したいと思えます。ありがとうございました。

続きまして、議案第3号「水戸市からの報告事項」ということで、事務局より報告をお願いします。

執行機関

それでは、皆様に御協力をいただき、計画改正を進めておりました、水戸市緑の基本計画について、令和元年5月に一部内容を改正しました、水戸市緑の基本計画（2019 改正版）として新しく策定されましたので、この場をお借りしてお礼を申し上げます。

また、今後ともこういった緑の基本計画に関する事などは、緑化推進会議を通して、市民の意見としてまとめていきたいと考えておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

#### 議長

ありがとうございました。

#### 執行機関

改正された計画書本編については、市のホームページで公開しておりますので、ぜひ御覧いただければと思います。

また、次回の緑化推進会議の開催は8月末を予定しておりますので、併せて御報告させていただきます。

#### 議長

ありがとうございました。8月末とは、もうすでに決まっているのですか。

#### 執行機関

まだ確定ではございませんが、今のところ8月29日木曜日の午後を第1候補として考えております。

#### 議長

ありがとうございます。市からの報告について、何か質問などはございますか。

（質問なし、との声あり）

では、以上で本日の議事は全て終了ということで、保存樹・記念樹小委員会を終了いたします。事務局へ進行をお返しします。

#### 執行機関

委員長、ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては長時間にわたり、現地視察並びに小委員会を実施していただきましてありがとうございます。おかげさまで本日の小委員会を

無事終わることができました。

今回の審議の内容については、今後緑化推進会議へ報告させていただきます。  
次回の緑化推進会議の開催については、追って御連絡差し上げたいと思います  
ので、よろしく願いいたします。

本日はお疲れさまでした。